

とです。そこで出た話ですと、もっと早く、スピード感をもってやってもらいたいというご意見は、複数の方からいただいております。私共もこの事業期間の短縮も含めて、鋭意努めていこうと思っておりますので、このようなお話をさせていただきました。この先の人生設計の話がされた方もおられ、例えば相続が発生し、どうなってしまうのか、という話がありました。そのような細かい(個人的な)相談につきましては、個別に受けさせていただきますとお話したところです。

また、事業期間が当初の令和6年までというスケジュールで進んでいたものが、一度立ち止まりをさせていただき、様々な課題、問題等を検証して今に至っています。その中で事業再建に向けた検討期間もあり、調査を追加した部分もありということでの3年間をいただいたところでございまして、これをやったから、今回再開をしていくにあたって、同じ間違いをせずに進めていく課題を整理できたものです。そうしたものを踏まえて、事業期間の短縮を常に心に置きながら進めていこうと思っており、21ページのスケジュールのところでは、令和6年度の終わり位から基盤整備、道路等の整備と記載しております。これは、別の地区でも話がありましたが、その後令和7年度から工事・使用収益開始(順次)と書いております。土地の売却等、いろいろなご事情の方もおられますし、仮住まいをしている方もおられます。そのようなことも踏まえ、どこの街区からどのように整備していくかを、今後、施工展開計画を作り、実施していこうと思っております。その中で使用収益の開始をできる場所は順次、開始させていただいき、進めていこうと思っております。今後、設計を進めていく中で、事業計画、施工計画も含め、地権者の皆さんにはその都度その都度、お話をさせていただくことが必要だと思っております。今までの分を取り返すというのは、なかなか厳しい状況ですが、出来るだけ早くに工事をしていく所存ですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

おっしゃるとおり、本当にスピード感をもって、この事業を再開したからには、先ほどお話ししたように、総事業費の圧縮と工事期間の短縮についてしっかり詰めていきたいと思っております。そのためには、私も市長になった当時は、このA&Aの職員15名だったのですが、現在21名プラス会計年度任用職員2名に増えており、これから再開に向かって更に人員の強化を図っていききたいと思っております。その中でまず大事なものは、皆さんとの信頼関係だと思っておりますので、地権者の皆さんのところに担当者がお邪魔させていただき、皆さんからの様々な声をしっかり受け止めていききたいと思っております。時にはお叱りをいただくこともあると思っておりますが、そこでめげずにしっかり通って、皆さんとの信頼関係を先ずしっかり作っていくことからですね、再スタートしてまいりますので、是非、また貴重なご意見、ご指導賜りたいと思っております。

ありがとうございます。今、山口局長からもお話があったことに関連して、質問させていただいたんですが、今回、大街区化とか含めて、本来保留地が売れないようなところがあったので、換地先を変えなくてはならないんですよ。で、多分、ほとんどの地権者の方が、換地先が変わることになんじやないかなと思っておりますが、この21ページのスケジュールですと、仮換地指定の取消しと廃止というのがありますが、なんて言うんですかね。地権者の意向調査というのがありますが、それを踏まえて、まだ具体的に出てきていない障害物の処理費用とかに関する資料を、どんどん早く出していただきたいと思っております。地権者がどのように判断すれば、早く事業が進むのかという発想で出していただかないと、地権者はずっと待っているだけで、何もできない。変な話、仮換地指定する時に現時点の仮換地指定というのが、要は、地権者は換地先としてどこを希望しますかということをもって、希望に沿わない人もかなりいたと思っておりますが、その中で換地先を決めた経過があるわけですよ。そういうことを踏まえて、どのように進めていくかというものが何も出てきていない。令和6年度にこれをやりませうと言われても、何を根拠に理解して良いのかさっぱり分かんないんです。そういうことの補足でどんど

ん出していただかないと、地権者は心配の種が消えないというのが、私の個人的な理解にかも分かりませんが、山口局長の説明に対して感じた内容です。

今、××さんがおっしゃられたように、以前の換地設計というのができてますので、その時に皆さんから土地利用に関する意向を聞いて作り上げているものがございまして、期間がかかってしまっております。人生設計とかですね、これからの考え方が変わっている方もいらっしゃると思います。そういった方には、この20ページにあるとおり、今年度中に、土地利用意向調査というものを行いたいと思っております。これについては、以前は自分で使おうと思っていたが、売却に気が変わった方とか、または違う考え方になった方がいられた時に、この調査の中で把握し、その把握に基づき換地設計を行わせていただこうと思っております。で、それを踏まえて、令和6年度の後半に仮換地指定取り消し、再指定という形のスケジュールを記載しているものでございます。今のお話にありましたように地権者さん個々に提示するものは、当然、地中障害物があった方や、無かった方ではなくて、内容についての提示をさせていただき、ご説明をさせていただくことも必要だと思っております。その部分は地権者の土地利用意向調査がどれだけ速やかにできるかにより、早くに換地の設計に手が付けられると考えておりますので、今回、地権者説明会を5回開き、この後には賛同調査、その後の土地利用意向調査についてスピード感を持ってやっていきたいと思っております、いただいたご意見につきましては、資料をどんどん出すという話もございまして、出せるものは出しながらご説明をして、合意をいただきたいと思いますと考えております。

次の質問をさせていただきます。質問のポイントがずれているかもしれませんが、賛同調査ですが、土地区画整理法には、市施行の場合、組合施行と違って、地権者の賛否を問う規定がないんですが、過去の誤ったやり方、姿勢ですね、こういったものが、どこにあったのか素直に反省して、出発していただいて、地権者の意見を聴いていくんだろうなと思います。まあ、そのくらいで止めときます。

次の質問に移ります。事業計画の変更案について、質問させていただきます。当初、事業計画は、先ほどから、出ています127億円です。で、今日出てきた数字が541億円を319億円で進めますという話なんです、129億円から次に出た数字は、348億円という数字が次の数字だったと理解しているんです。で、順番にいきますと、まだ公表されていない事業計画変更案作成委託にかかる結果の数字がいくらになったのかということが、まだ出てきていないんですね。で、次の541億円という数字があり、最後に319億円になったのではないかと思います、541億円はいつ出てきたのでしょうか。

事業費の話が出ましたが、その前の間違っ点は反省してというお話もあり、当然これは再開を判断する中では、先ほどもお話をさせていただいた内部検証、第三者委員会の検証結果を十分踏まえ、同じ間違いをしない形での再開ということを誓ったところです。事業費については、今回、541億円という数字を出させていただいたのは、今回の見直し案の319を出す際に、合わせて確認をしたものです。先ほどお話をさせていただいたとおり、127億円の当初の事業費で、実際は地中障害物を掘り上げて、掘削調査により掘り出してやってきたという状況を、そのまま38ha全部をやった場合に、どうなるのかを確認した数字です。それが541億円になります。それで、先ほど348億円という数字をおっしゃられていますが、それは、事業立ち止まった後にそのままのやり方というか、541億円とは考え方が違うので、清水建設がやっていたやり方をそのままやっていって、地中障害物を処理した場合に、60～100億と幅をもって処理費を積んだ中で348億円という数字が出たものでございます。この数字が令和2年の時の検証の結果を踏まえて出した数字です。今回の再開判断にあたり、事業費を積上げて、見直し案を作った中で、あのままやっていたらいくらになるのかな、で、今回はどう圧縮して、どう期間を短縮して、事業を成し遂げようかという見直し案、それが、今回お示し

した319億円という数字になっております。この数字が、今時点で総事業費として算定されており、これにより事業を再開していくという判断をしたという数字の流れです。数字がいろいろ出てしまい、非常に混乱する部分があるかもしれませんが、当初が127億で、立ち止まった時点でそのままの形の場合の348億円があり、今回再開をするにあたっての見直し案で541億円をみた中で圧縮をどのようにしていくかということで319億円が出て、それにより再開するという流れ、数字の流れでございます。

すいません、それとその前の質問で、市施行の場合は、同意は必要ではないんじゃないかというお話がありましたが、おっしゃるとおり、土地区画整理法の中では施行者によって、権利者の同意を求めるものと求めないものがあり、市施行の場合、特に数字的な規定はありません。ですから、例えば組合施行ですと、3分の2以上の権利者の同意を得ないと組合が設立できないとか、個人施行の場合は、100%の同意をいただかないと事業認可が得られないとか、そういったものがあるのですが、市施行の場合は特にありません。ただ、この後いろいろ、申出換地の調整などを進める中では、地権者の方たちのご理解とご協力を得ながら進めていきたいという気持ちで取り組みたいので、事業計画の見直し案に対し、皆様のご賛同がいただけるかどうか、そこを確認してから、次のステップに進みたいと考えております。

今の質問と回答の関係で、私も良く理解できていないところがありまして、地中障害物が出て仮置きしたところは分別をして、土とガラを分けて、その処理をどうするかということで、疎外面積を土地評価に持っていくという説明で理解していたというか、そのような流れだったと思います。なので地中障害物をレーダーとボーリングで調べた所は、この辺にガラといいますかね、疎外があるなというところに対して、疎外面積ということで面積を算出していくと理解していた部分もあるので。それから出てきた障害物を処理しないといけないわけですから、掛かる費用と地権者との関係、この関係が私まだ理解できていません。具体的な数値で、例えば参考例でこんな風になっているとか、数字が出てくればもう少し解るんだろうなと思いますけど、その辺についてももう一度説明していただけますか。

地中障害物がある土地の評価ですが、直接掘削により確認した土地とレーダーによって地中障害物の状況を把握した土地、両方とも土地に対してどのくらいの割合でそういったものがあるかっていうのを係数化し、その係数を使って土地の評価を行いたいという風に考えています。たくさん埋まっている方と少ししか埋まっていない方、同じ係数で負担を求めるのは公平性に問題がありますので、入っている割合に応じて係数設定をさせていただき、入っていない土地に比べると評価を下げさせていただくというような形で、公平性を担保していきたいと考えております。

ご質問にありました廃棄物の処理方法についてですけれども、分別作業を行っております。10cm以上のものとそうでないものという形で分けています。10cm以上のもので振ったものについては産業廃棄物として処理させて頂き、10cm以下でふるって土と混ざったものにつきましても、土混じりの産業廃棄物になりますので、それにも処理費が掛かると考えておまして、その部分を再利用ですとかどのように使うことができるかについてここで検証しましてコストの削減につなげていこうと考えております。

資料21ページの今後のスケジュールについてですが、令和6年度のところに仮換地指定取り消し・再指定という形で予定が載っているんですけど、これは皆さんそれぞれについて仮換地の指定をされているものと思うのですが、取り消しということはそれを全く戻すということなのか、それとも事情のある方だけ再指定をし直すのかというところについてお聞きしたいのと、もう一点はその下に補償費の支払い継続というのがあるんですけど、4月以降から補償費の方法が変わりますよという案内を頂いていると思うのですが、それはいつ頃から支払い方法が

変わってくるのか、以上2点についてお伺いしたい。

まず一点目の仮換地指定の取り消しや再指定についてですが、基本的にはこれまで仮換地指定を行っているものがありますので、生かせるものは生かして行きたいと考えております。ただ、換地設計自体には、先ほど質疑の中で保留地の話が少し出たのですが、保留地の設定の仕方等が、好ましくないようなものがいくつかありますので、その影響によって、換地位置が多少変わるため、その影響は全ての地権者の方にも及ぶのではないかと考えております。また、補償費の話ですが、これまで固定資産税と都市計画税相当額の補償を行ってきた土地に対して、使用収益の停止期間が当初の想定より伸びてしまったことから、固定資産評価額の3%という形で補償費の見直しをさせていただきます。それは今年度の補償からそういった計算式にさせていただきますので、今後対象となる権利者の方には、職員から個別にお伺いしてご説明させていただきますように思いますので、よろしく申し上げます。

平成6年の立ち上げの時から28年、この事業に関係してきました。皆さんからの投票を頂いて、審議会委員もさせて頂いております。審議会の委員といっても、皆さん方に全く情報提供することもなく、3年間無駄飯を食らっていたわけで、申し訳なく思っております。今日は、3年間のご報告とともに市長に申し上げたいと思います。市長が3年前に事業をストップし、検証開始ということを指示され、私はその時、これは助かったかなと思いました。というのは、区画整理事業のために損をしてしまう人が出てきたわけです。地中からガラが出た場合、追加減歩され、面積がとられた上にまた持っていかれてしまう、という方々が出てきてしまい、非常に残念だと思っていたところに、市長が就任されたんです。だから、今年は手紙を14通書きました。市長、議長それから松枝所長、組長、班長、副市長にもお願いしました。しかし、市長がおかしいと思われたのは、大量のガラが出たことですね。ガラが出たのはなぜか、それを知っているのは少なくなりました。平成6年から少なくなりましたもう数人にかいません。自分も91才ですからヨボヨボです。なんで大量のガラが出るようになったのかとうと、合意形成が上手くいっていないからです。最初からなあなあで、具体的な地権者の権利はこういう風に直します。しかし、この場合は負担をして下さい。といった具体的な話し合いが全くなく、区画整理は地権者の3分の2以上、それから面積の3分の2以上、この二つが揃わないとできないわけなんです。相模原市は、その達成のために我々を良くできた区画整理事業をバスで連れて行き、見せ、バスから降りるときに「地権者の皆さん100人が100人満足するものが区画整理」と言うんです。モノレールを持ってくる、それから専用バスレーンを作る、それからバスターミナルを持ってくる、こういう話がどんどん出てくる。その度に少しずつ賛成が多くなり、3分の2以上になったわけです。悪い言葉ですが、地権者さんを困らせた、達成させるため、満足させるために困らせた、私に言わせればまやかしみたいな合意形成でした。したがって本村市長がおいでの際に、私が14通書いた手紙の中身としては、合意形成に遡って検証して欲しいということなんです。そうすれば、経緯が分かりますので、良いデータになるのではないかと一方的に思いました。そう思い手紙14通書きましたが、一切やってくれませんでした。検証はしてくれませんでした。私は地権者の土地でまちづくりをやるのに、何かにつけて地権者の権利を保護するということが市の方から出てこない、この点について示したら地権者さんと合意が形成されていると認識しておりますという話をされました。何回やっても同じでした。具体的な話になりますが、地権者は、もともと地主だった人、途中で買った人がいるわけですがけれども、途中から買った人は2m掘って土地を買うことはしません。土地台帳を見て、日当たりが良いか、それから道が通っているか、このようなことを確認して土地を買うわけです。その後で市は、2m掘り起こしてガラが出た、今度は変わって係数を掛けますとなりました。しかし、それが第三者委員会で、地中から異物が出たからと言って、即、土地に傷があるとは言えないという判例があると第三者委員会で言ってます。また、

サッカー場の地下には市が本来処理すべき糞尿が埋まっていた。当時の市は糞尿を深くに埋めていた。これは土地の評価は表向きで決まるということを示しています。それから建築許可。鳥小屋を潰して埋めて、それで土でかけて建築許可が通ってしまう。それが区画整理だけを掘って土地利用して、出たからと言って係数を掛ける。それからもう一つあります。私は厚生省、環境省のOBで、廃棄物の処理及び配送に関する法律に馴染みがあります。その法律の3条には事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。こう書かれています。これがあり、第三者委員会が言う判例もあるのに、どうしてこういう話になってしまうのでしょうか。これは今になって言っているのではなく、3年前から私は言っているわけです。だれも何にもしていただけない。という状況でございます。今日はそれを声でお話ししました。やはり地権者の土地でまちづくりをやるんだから、地権者のことは大事にしくちゃ。私は、この区画整理事業は進めて頂きたいんですよ。家を撤去されて、あるいは使用収益できない状況にあるわけですから、こういう状況は早く脱したいと思うんです。また、7ページの、内部検証への対応に「合規性の遵守と公平性の確保を図った解決の見通しを立てることができました。」とありますが、合規性というのは廃掃法3条、それから裁判所の判例、これに合ってますよってことなんですね。私は合っていないと思います。この前、審議会でも質問しましたが、私は地権者と市の契約が非常にずさんだから、いろいろな問題が出てしまうと云ったら、議事録から抹消されました。議事録に載ってませんでした。載らないってことは皆さんに情報提供できないってことですよね。そういうこともありました。審議会委員であります。市の方からは今の合規性問題についてお聞きしたいと思います。

何点かご質問の方いただきました。合意形成が上手くいっていなかったということもありまして、再開になりましたので、審議会委員の皆さんや地権者の皆さんとの対話を密に取りながら、この事業を進めていくと考えております。賛同もそういった形の中でいただいて実施をしていきたいと考えております。地中障害物がある方には、係数を掛けてということでございますが、地中障害物の処理費用もこの資料にございますとおり今の事業の見直し案でも37億円という額で出させて頂いております。これに対する地中障害物がある方でも土地の評価の係数によりまして、有る方無い方の差をつけて事業を実施していくということになります。土地を買った時には入っているか分からなかった方も中にはおられると思います。そういった方々にもこれから土地の評価の仕方も含めまして、細かく説明させて頂いて、ご理解を得ていこうと思っております。あと廃掃法の関係のお話が出ましたけれども、これにつきましては市が施行者でありますので、市が発注をして処理をしていくということで、市が責任を持って処理をしていくということで廃掃法上問題が無いという風に認識しております。

補足させていただきますと、例えば区画整理によって、地中障害物や土壌汚染も含めてですが、事業で除去し浄化したことで、地権者は不当利得を得たとして、その費用の負担を金銭で求めるといったことに対する訴訟が東京高裁でありました。その判決としては、区画整理事業による負担を金銭で請求ことは制度上好ましくないとの判断がされ、区画整理であれば土地の評価により負担を求めるとの判決が出ております。元々この事業については、市からの提案や土地区画整理審議会での議論の中で、地中障害物が発出したら処理に掛かる費用は全て土地所有者に負担して頂くこととなっておりますが、その負担の仕方が、追加減歩若しくは金銭で負担して頂くといったような形でスタートしておりました。ただその事業方針が、先ほどご説明したとおり内部検証により、土地区画整理法上好ましくないということから、その負担の在り方を整理、見直しをしたということです。先ほどご紹介しましたが、東京高裁でも金銭の負担は区画整理上、駄目という判決があり、土地の評価で整理すべきとされています。それに合わせて、今回見直しをさせて頂いているわけでございます。地中障害物のある方とない方、土地には評価の差を当然つけるべきだという考えから、今、整理をかけていますので、ご理解

いただければと考えております。

私どもが持っている土地が、麻溝台の300坪の土地ですが、補償の問題で姉の主人の会社が使っていた時に、排水路とかそういうものを地下に埋めてあるんですが、その補償が200万くらい出るという話がありました。その話が活きているかということと、もう一つは、巨大なコンクリートの塊ではなく、人に貸していた時に、地面の中から今でも駐車場にしてありますが、草刈りの時に掘ればいくらでも出てくるんじゃないかという感じです。私は、それを自分のイメージで解ったときに、その補償で賄えばいいなという風に思っていたんですが、補償が出るか確認させていただきたい。

補償につきましては、まず、仮換地指定をした後に土地を使用する権利とその土地で収益を上げる権利を停止させていただく際に、その土地にある物件の移転や除却するための費用が通常の補償対象となります。今、所有されている土地の状況をこの場で確認することができないので、説明会が終わった後、どういう状況になっているかを確認させていただければと思います。

減歩率が32.95%から34.91%に変わっていますが、減歩率についてまるっきり解らないので、なぜ高くなったのか、この2%の減歩率が変わったことにより地権者にとってどういう影響が出てくるのかが良く解らないので、説明を説明お願いします。

資料の12ページの表の下の減歩率という欄があります。今、ご質問があった現在の事業計画32.95%が見直し案で34.91%に上がっているということです。減歩につきましては、大きく分けると公共減歩と保有地減歩の2種類に分かれます。公共減歩というのは、道路や公園を作るための土地に充てるための減歩になります。保留地減歩というのは、宅地として売却し、そのお金を事業費として使うといったものです。公共減歩、保留地減歩の2種類がありますが、今回、当初の土地利用計画や公共施設、道路、公園の配置や規模を見直しさせていただき、公共用地の面積を減らしております。それが見直し案で14.1%、公共用地が減ったことにより公共減歩が減っております。その減った分を保留地減歩に振替させていただいております。ですからトータルとして地中障害物が確認されていない方の平均減歩負担は、基本的に変わっておりません。公共減歩が減った分が、保留地減歩の方に振り替えられたというような形となっております。そうすると32.95%から34.91%に上がっているのは、先ほどからお話が出ておりますが、地中障害物が確認された方は、土地の評価を下げさせていただいております。何も無い土地に比べると、土地の評価が下がる分、減歩負担が上がりますので、この上昇分については、地中障害物が確認された方の土地の減歩の増加分を含んでいるということでございます。

減歩率に関連して、以前からA&Aと継続課題になっている件がありますが、何かと言いますと、比例率というのがあり、従前の土地の評価をするときに、比例率というのがありますので、それに関してですが1マイナス減歩率かける増減率ってなっている。現在はですね、減歩率が0.33で増減率が1.7で計算されており、私は換地の時に説明を受けたんですが、これで計算すると比例率が1.139になりますが、1.139を使うと保留地面積が当時大幅に減少になるため、売る面積が減ることから結果的に減歩率が減ることになります。比例率の水準が1.12で計算するとなっているんです。これについて、A&Aとやり取りをしているんですが、まだ、納得いくお答えをいただけていないんですが、この比例率は従前地の評価の時に影響があって低く抑える数値になっているわけです。これについては質問しませんが、説明いただけるのか、また別途書類で回答いただけるのか、その辺お願いできればと思います。私の理解が間違っていれば、その辺は説明して下さい。

比例率につきましては、xxさんから計算式もご説明いただいたとおり、1から減歩率を引

き、それに従前従後の宅地上昇分である増進率を掛けたものが比例率というものになりました。一般的に比例率というのは、事業による開発利益のことです。通常は、今、ご説明したとおり減歩、増進率の結果、出てくる数字ですので、今回、事業計画の見直し案につきましても、この後、皆様のご賛同をいただいた後、具体的に事業計画の案として固めるといった段階でこの数字も固まってくるものをご理解いただければと思います。

4年位前からちょっと、母親の介護生活に入ってしまったため、このような説明会には初めて参加しましたが、いろいろ後追いで資料等を見て、不正があったことや職場内でパワハラがあったりそういうのは全部見ました。今回、最初の何年か前の関係で、私の所有している土地についてですが、売却希望ですが、そこで提示された額というのがあり、事業が中断してこの額が大幅に下がるのかと職員の方に聞いたことがあり、下がることはないと言われた。ただ、今回減歩の数値が変わって、私の土地からゴミは出ていないんですが、減歩率が変わるってことはあるんですか。

地中障害物がない土地の方について、先ほど平均減歩率がこう変わるってご説明させていただいておりますが、基本的に変わらないという状況です。ただ、土地の評価等につきましては実際に売買の時の価格、43街区は別だと思っておりますが、変わる変わらないについて明言することはできませんが、その時点で売却される価格になることになっておりますので、また、個別にご相談いただければ、細かくご説明させていただきますし、基本的な考え方は今の説明のとおりです。

当初、地中障害物が出る前の評価額は、市の職員から評価額が出ており、最低でもこの評価額で株ギオンが物流ハブステーションをやり、圏央道が出来たことにより評価額がどんどん上がる、最低でもこの値段ですという書類をいただいて、それなら売りますみたいな話になっていました。その後地中障害物が出てから、今日までの間に、もう一回職員の方が自宅に来て、意思確認があり、そこでも最初的评价額から下がることは絶対にありませんという話がありました。ただ、少し心配だったので質問させていただきました。ありがとうございます。

先ほど局長から説明がありましたが、絶対という話はなかなか難しいと思います。ただ、元々の事業計画での設定単価が、従前地で71,000円/m²、従後の土地を121,000円/m²で計算をしていますが、それについては決して高く設定してはおりません。実際にこれまで保留地を一部売却していますが、その売却単価も140,000円/m²位ですので、そんなに下がることもないかなという感覚でお話したんだと思いますが、絶対下がらないとは言いきれませんので、そこはご理解いただければと思います。

皆様からの貴重なご意見いただきましてありがとうございます。私も市長になって3年振り返ってみると、かなり相模原市も大型事業を抱えており、外から見ると順調に思っていると思いましたが、中に入って感じることは、例えば橋本のリニアの関係もやっていますが、ここも正直4年間止まっていました。ここが一番順調に行っていたというところでもあり、何となく聞こえの良い話を市民の皆さんに話してしまっていて、事業の予算の裏付けのないものや中長期的な試算をしてこなかった事業が非常に多く目立っています。例えば小田急多摩線の延伸の話ですが、唐木田から相模原駅、上溝駅まで来ると、当時、市は上溝の皆さんに決定したと説明していました。しかし小田急電鉄からの話では、そもそも小田急電鉄として事業計画はありませんと言われました。これは前市長の時代も今の市長の時代になっても言っていることは一緒ですという話でした。ですが、市長が変わってこれまでの関係者会議という答申が出ましたが、唐木田から上溝までの一括整備が困難であり、収支採算性の課題やあとは町田市が多摩モノレール線の延伸を持っていますから、関係自治体の同意の形成が難しいというご指摘をいただいております。こういう事実はちゃんと皆さん、議会にも市民の皆さんにもお話ししていかな

ければならないと思っています。これは小田急多摩線の延伸を諦めたわけではありません。補給廠の返還後のまちづくりを今、森副市長の元で、利用方針などを発表させていただきましたが、これらを明確に示して小田急線が来なくなるまちづくりをこれからしっかり展開していきたいと思ひますし、基地の返還もしっかりまた進めていきます。いずれにしても、このA & Aもそうですが、大変皆さんにご心配とご迷惑をおかけした点は、お詫びしないといけないと思ひますが、おそらく地権者の中で質問したいけどしづらいなあって方もいらっしゃると思ひます。そういう方は、遠慮なくA & A事務所の方にお話してください。個別にしっかり対応させていただきます。地権者の皆さんの合意なくして、この事業は出来ないと思ひておりますので、そういう意味では今日質問しなかったから、これで終わりではなく、また進んでいく中で疑問や不安など出てくると思ひますので、どうぞ遠慮なくご連絡ください。そういった皆さんのボールをしっかりまた受け止め、もちろんできる事業、できない事業というのがあるかと思ひますが、ご質問に対してもしっかり寄り添った対応をとってまいりたいと思ひておりますので、是非とも今日質問できなかつた方も、今後ご遠慮なくお願ひしたいということをお示させていただきます。ありがとうございました。

以 上